

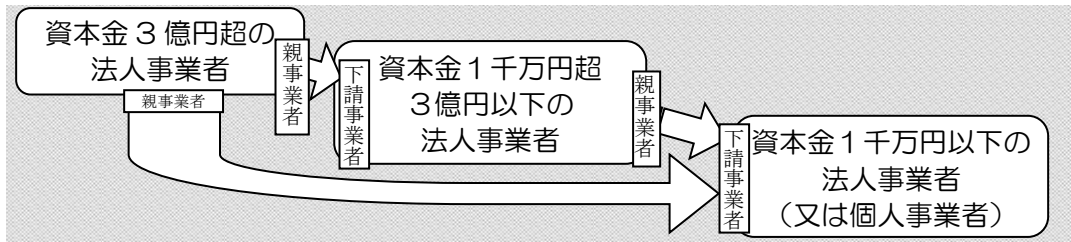
3

下請法の適用対象となる事業者

(1) 親事業者・下請事業者の定義（第2条第7項，第8項）

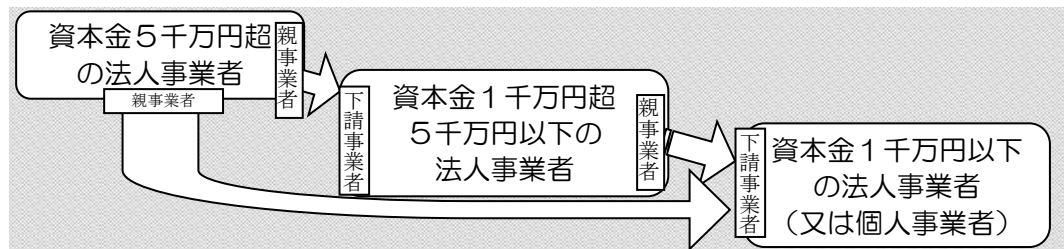
委託取引の内容と資本金（又は出資の総額）区分による親事業者と下請事業者との関係を図で表すと以下のようになります。

- ①製造委託，修理委託，情報成果物作成委託のうちプログラムの作成，役務提供委託のうち運送，物品の倉庫における保管及び情報処理の場合



※ 矢印の取引が下請取引になります。資本金 1 千万円超 3 億円以下の事業者は取引相手の資本区分により親事業者にも下請事業者にもなります。

- ②情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。），役務提供委託（運送，物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）



※ 矢印の取引が下請取引になります。資本金 1 千万円超以上 5 千万円以下の事業者は，親事業者にも下請事業者にもなります。

(2) トンネル会社の規制（第2条第9項）

下請法は取引当事者の資本金（又は出資の総額）区分で親事業者・下請事業者の該当性を判断します。そのため，親事業者（親会社）が資本金の小さい子会社を設立し，子会社を通して下請取引を行った場合，下請法の適用を受けないケースが生じてしまうことになります。このような取引が脱法的に行われないう規制するのが，いわゆるトンネル会社の規制（第2条第9項）です。

親会社が直接下請事業者に委託したとすれば下請法の適用を受けることとなる場合に次に掲げる2つの要件を共に充足しているときは，その子会社が親事業者とみなされ，下請法が適用されます。

- ① 親会社から役員の内免，業務の執行又は存立について支配を受けていること（例えば，親会社の議決権が過半数の場合，常勤役員の内半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の内免が親会社に支配されている場合）

- ② 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託すること（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合）

